

【基本的な考え方】

「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「次の感染拡大に備え、高齢者施設の従事者等に対し積極的に検査を実施できる体制を整備するとともに、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合も十分に検査ができるよう、国及び自治体の連携のもと、概ね4月中を目途に検査体制整備計画を見直す」とされた。これを踏まえ、国が指針を示し、都道府県において検査体制整備計画を見直し、これに応じた検査体制を整備する。

【検査需要の把握】**(1) 今後の感染拡大に備えた検査需要（変異株対応分を含む。）**

- ① 過去最大時の1日当たり検査需要に加え、各地域の変異株対応の検査の実施状況等を踏まえて変異株対応の需要を見込む。（変異株対応の需要を見込むことが困難な場合は、例えば、「過去最大時の1日当たり検査需要」の1割程度など必要と思われる需要を見込む。）
- ② さらに、過去に経験したことのない感染状況の悪化に備え、緊急的に検査体制を拡充する必要がある場合（例えば、過去の1日当たり新規感染者数の2倍程度の新規感染者が発生し、上記①の需要が2倍となる場合）を各自治体において具体的に想定し、その際の検査需要を見込む。

(2) 高齢者施設等における検査需要

- ① 4～6月に集中検査計画を策定・実施する地方公共団体は、当該検査需要を盛り込む。
- ② 併せて、昨冬に、2週間程度にわたり、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数が15人以上に該当した地域は、感染状況に応じた集中的な定期検査に備えて必要と見込まれる検査需要を盛り込む。

【検査体制の整備】

- 上記の検査需要に対応できるよう、民間検査機関も積極的に活用しつつ、以下の検査能力を確保。
 - ・ 検体採取体制については、引き続き、地域の医療機関や診療・検査医療機関の体制を維持することを原則とし、地域の役割に応じた地域外来・検査センターでの体制も確保。加えて、高齢者施設等における集中検査の検体採取についても見込む。
 - ・ 検査（分析）体制については、PCR検査、抗原定量検査及び抗原定性検査の特性を踏まえつつ、これらの検査方法の適切な組み合わせにより、迅速で効率的な検査体制を構築。
- ※ 今後の感染状況の変化等にも対応できるよう、更に上記(1)及び(2)の1割程度の検査需要に対応できる能力を確保。